また、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域において、都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成することができ、また、国及び地方公共団体は、火山の噴火により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑶　降灰防除地域の指定について

噴火に伴う降灰は、学校や保育所、病院、中小企業等に甚大な支障を及ぼすことも想定されるため、国及び地方公共団体は、必要に応じて、当該施設への降灰の影響を防止・軽減するための施設等を整備することが必要である。降灰防除地域は、降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ又は生ずるおそれがある地域で、その支障を防止・軽減するため、これらの施設等を整備する必要がある地域を、内閣総理大臣が、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に意見を聴取した上で、市町村の行政区域の単位で指定するものとする。当該指定に当たっては、長期間にわたり一定量の降灰があり、かつ、近い将来に降灰がやむ兆候がみられない地域であることのほか、当該火山の関係地方公共団体が防じんに資する窓枠や空気調和設備等の降灰防除施設等を整備する意思を有していることを考慮するものとする。

国及び地方公共団体は、指定された地域内の学校や保育所、病院、中小企業等への降灰の浸入を防止・軽減し、あるいは、降灰のあるときにも学習や作業の効率を維持するため、降灰防除施設等の整備を促進することが重要であり、国は、当該地域において、学校等の教育施設の整備に必要な費用を補助することができるとともに、国及び地方公共団体は、病院等の医療機関及び中小企業者に対し、長期かつ低利の資金の融通が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

⑴　火山防災協議会について

警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、火山防災協議会を共同で組織するものとする。

①　火山防災協議会での協議事項について

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

これらの事項のほか、地元関係機関の防災対応の流れ、観光関係団体・交通事業者等と連携した観光客等への情報発信、噴火時における交通事業者や道路管理者、港湾管理者等による避難手段・避難経路の迅速な確保方策、通信事業者と連携した携帯電話端末を活用した情報伝達の充実方策、ビジターセンターや山小屋、集客施設など警戒地域内にある施設所有者等や関係行政機関等と連携した山の異変や火山活動に関する情報収集・提供、火口周辺の山小屋におけるヘルメット等の装備品の備蓄などの安全な避難行動に資する取組など、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、各地域の実情に応じて、必要な事項を協議するものとする。

これらの警戒避難体制の整備と避難施設の整備等は密接に関連しており、相互に連携することで相乗効果を発揮するものであることから、一体的に検討を進めることが重要であるため、各地域の実情に応じて、避難施設の整備等に係る検討や情報共有についても火山防災協議会の場で行うことが重要である。

なお、警戒避難体制の整備と密接に関連する避難施設の整備として、例えば、退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等の整備が想定されるが、これらの施設は、前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に緊急的に身を隠すことで、噴石の衝突によって命を落としたり負傷したりする危険性を減らすことが期待できることから、火山防災対策の推進に当たっては、火山の監視・観測体制、情報伝達体制等の確保と合わせ、これらの施設を積極的に活用することが重要である。一方で、退避壕等は、大きな噴石や火砕流等、あらゆる火山災害要因に対して安全性を確保するものではないことから、国や地方公共団体その他の関係者は、平常時から住民や登山者等に対し、活火山の持つ危険性を理解することや、噴火警報や「噴火警戒レベル」等の火山現象に関する情報に留意すること、また、突発的な噴火に遭遇した場合の身の守り方等について、啓発を継続することが重要である。

また、火山防災協議会は、定期的な防災訓練の実施について検討し、訓練参加者の非常時の防災対応能力の向上を図ることが重要である。訓練の実施に当たっては、住民のみならず登山者や観光客等についても想定し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、関係者間で意見交換や情報共有を行い、「避難計画」等を定期的に見直し、改善することが重要である。

都道府県防災会議及び市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村においては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、火山防災協議会において協議が調った事項のうち、各都道府県及び市町村等が取り組む必要のある事項について、各地域防災計画に位置づけるものとする。

②　火山防災協議会の構成員について

火山防災協議会は、都道府県及び市町村がその設置主体となって中心的な役割を担い、その他、気象台や地方整備局又は北海道開発局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家に加え、観光関係団体等その他都道府県及び市町村が必要と認める者で構成される。火山防災協議会の構成員と役割については、以下のとおりである。火山防災協議会の構成員は、火山防災協議会で協議が調った事項について尊重する義務を負うこととなる。

ア　都道府県知事及び市町村長

火山防災協議会の設置主体であり、警戒地域の「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、これらを踏まえた「噴火警戒レベル」や「避難計画」等、一連の警戒避難体制について検討する。特に、都道府県は都道府県全体に係る事項や他県と調整を要する事項について、市町村は具体的な避難場所、避難経路等その市町村内の具体的な警戒避難体制に関する事項について、中心になって検討する役割を担う。

イ　気象台

過去の噴火履歴等を踏まえた「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」の検討や、火山現象に関する情報や噴火警報を発表する立場から情報収集・伝達体制の検討を行うとともに、都道府県及び市町村と協力し、「噴火警戒レベル」の設定について検討を行う。

ウ　地方整備局又は北海道開発局

噴火に伴う土砂災害（火山泥流・土石流等）の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

エ　陸上自衛隊、警察、消防

噴火時等において救助活動や避難誘導などを行う立場から検討に参画する。

オ　火山専門家

警戒避難体制の検討全般にわたり、どのような火山現象が想定されるかなど専門的見地から助言を行う。火山防災の検討のためには、地球物理学、地球化学、地質学、砂防学等様々な分野の専門的知見が必要となることから、火山の状況に応じて、必要な各分野の専門家が参画することが重要である。